

電気通信事業法施行規則等の 一部改正について

(番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備)

令和7年9月30日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- ① NTT東西においては、設備の維持限界及び需要の減少を理由に、令和8年3月までに番号案内サービスの提供を終了する予定（令和6年7月19日発表済）。当該サービスに関連する接続機能について、接続料を適正かつ明確に定めるべき機能（アンバンドル機能）の一つとしてきたところ、サービスの終了に伴い、NTT東西は当該機能についても廃止する予定。こうした動向を踏まえ、一種接続料規則のアンバンドル機能から「番号案内機能」を削除するとともに、関係する省令の規定を整備するもの。
- ② 令和7年1月に実施したPSTNマイグレーションによる装置の構成変更等に伴い、提供内容に変化が生じた総合デジタル通信端末回線伝送機能に係る規定を実態に踏まえた文言に改正するもの。

主な改正事項

- ① 番号案内機能の廃止に伴う番号案内機能に関する条文の整備
 - ・ 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）の一部改正
 - ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号。以下「接続会計規則」という。）の一部改正
 - ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）の一部改正
- ② PSTNマイグレーションによる装置の構成変更等に伴う総合デジタル通信端末回線伝送機能に関する条文の整備
 - ・ 接続料規則の一部改正

規定の趣旨

- ・ ①について、施行規則第二十三条の二の第一種指定電気通信設備の基準について、現行の規定から、番号案内機能に関連する設備に係る文言を削除する。併せて、接続会計規則について当該機能に係る項を（何）項に改めるとともに、別表1及び別表2について当該機能に係る項目を削除するほか、接続料規則から当該機能に係る文言を削除する。
- ・ ②について、接続料規則第四条のアンバンドル機能について、総合デジタル通信端末回線伝送機能において着信専用機能が廃止されたことを踏まえ、現行の規定から、廃止機能に係る文言（「…であって、専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る」）を削除する。
- ・ 本省令案は令和8年4月1日に施行するものとする。ただし、本省令案による改正を反映した接続約款の認可申請及びその認可は施行日の前においてもできることとする（附則第2条）。また、接続会計規則の改正について、本省令案の施行日以後終了する事業年度（令和8年4月1日から開始する事業年度）に係る接続会計財務諸表等から適用する（附則第3条2項）。

省令改正案【施行規則】

(第一種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

[2・3 略]

4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。

[一～三 略]

四 公衆電話機、~~電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置~~

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

[一～七 略]

~~八 番号案内機能(他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。)~~

省令改正案【接続料規則】

(第一種指定電気通信設備の基準等)

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能及び次条に定める組合せ適用接続機能(以下この条及び第十八条の三の二において単に「組合せ適用接続機能」という。)とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備(組合せ適用接続機能については、次条各号に掲げる機能に対応する同表の下欄に掲げる対象設備とする。)及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分		内容	対象設備
一 端末回線伝送機能	総合デジタル通信端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであつて、専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。)	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を含む。)
[略]			
十及び十一 番号案内機能 削除		電気通信番号の案内を行う機能	番号案内データベース及び番号案内装置
[略]			

備考
[一・二 略]

省令改正案【接続会計規則】

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表 資 産		
科 目	款（原価部門）	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先 パケット識別機能に係るものに限る。）
[略]		
		2 特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）
[略]		
		信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 専用加入者線装置モジュール
[略]		
	第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）	休止設備 建設仮勘定 [略] [略] [略]
[略]		

費 用 営 業 費 用		
科 目	款（原価部門）	項
[略]		
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内（何） [略]
[略]		

収 益 営 業 利 益		
科 目	款（原価部門）	項
[略]		

（注）

[略]

省令改正案【接続会計規則】

別表第二〔第6条・第8条〕
接続会計財務諸表様式
様式第1〔略〕
様式第2〔略〕
様式第3

固定資産帰属明細表

(単位 円)

			第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	〔略〕	信号網設備	番号案内データベース及び番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	〔略〕	〔略〕	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	〔略〕	合計
	公共電話機設備	取得価額													
		減価償却累計額													
		帳簿価額													
〔略〕															
機械設備	電力設備	取得価額													
		減価償却累計額													
		帳簿価額													
	電話番号案内設備	取得価額													
		減価償却累計額													
		帳簿価額													
	監視設備	取得価額													
		減価償却累計額													
		帳簿価額													
〔略〕															
設備区分ごとの固定資産合計		取得価額													
		減価償却累計額													
		帳簿価額													

(注)
〔1～2 略〕

〔列自体を削除〕

〔行自体を削除〕

省令改正案【接続会計規則】

様式第3の2

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

			一般第一種指定設備計	[略]	合計
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
	市内機械設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
	市外機械設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
	電報機械設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
	伝送機械設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
	無線機械設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
	電力設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
	電話番号案内設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
監視設備	取得価額				
	減価償却累計額				
	帳簿価額				
(何)	取得価額				
	減価償却累計額				
		帳簿価額			
[略]					

【行自体を削除】

(注)
[略]

様式第4

設備區別費用明細表

(単位 円)

	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	[略]	信号網設備	番号案内デ-タブ-ス及び番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	[略]	[略]	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	[略]	合計
[略]													
(単位 %)													

[略]
(注)
[1 ~ 4 略]

[列自体を削除]

(单位 %)

様式第4の2

[略]

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第三条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（次項及び次条第一項において「新規則」という。）の規定の例により、接続約款（電気通信事業法（次項において「法」という。）第三十三条第二項の接続約款をいう。）について、同項の認可の申請をすることができる。

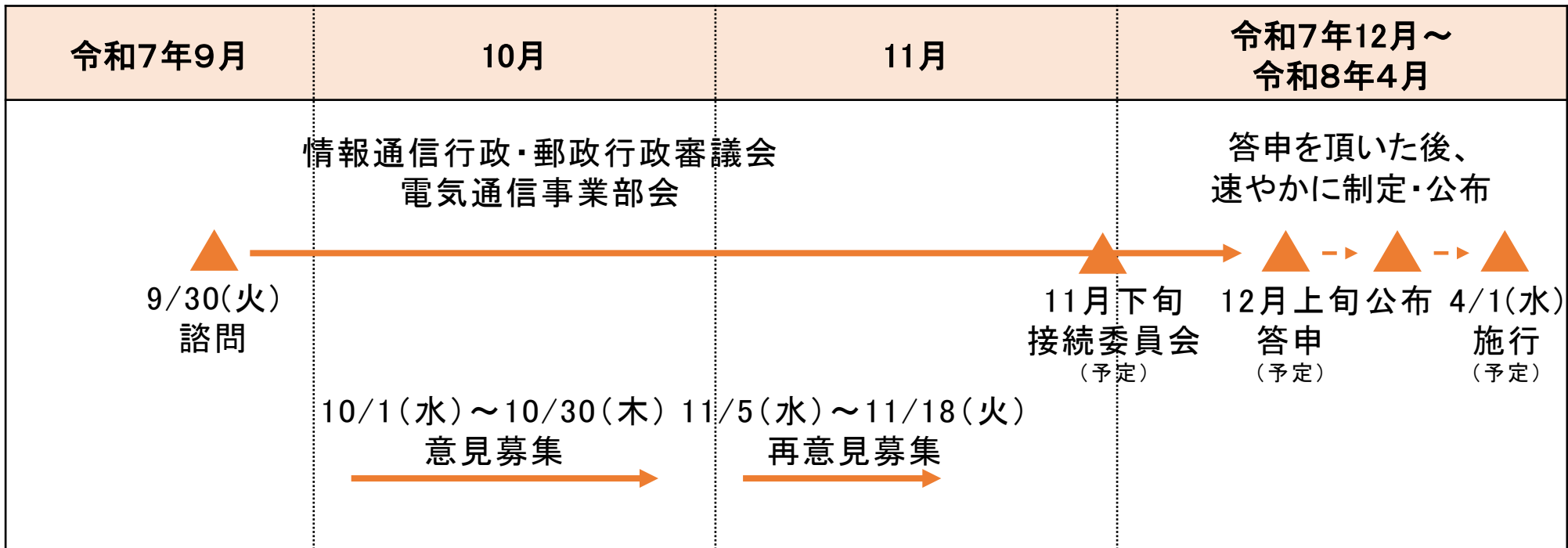
2 総務大臣は、前項の規定により法第三十三条第二項の規定による認可の申請があった場合には、施行日前においても、新規則の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた接続約款は、施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

(經過措置)

第三条 前条第一項の申請があった場合において、当該申請に対する処分の日が施行日以後となるときは、当該申請をした電気通信事業者がこの省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

2 第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同令第六条第一項の接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書について適用する。

- 本諮問内容について、令和7年12月の電気通信事業部会において答申を頂きたい。
- 答申後、総務省において速やかに省令等の改正を実施する予定。



※附則第2条の準備行為規定のみ、公布日施行(予定)。